

## 鶴見区民ギャラリーの使用について

- ・使用資格は、区内に在住、在勤する者で構成されている、もしくは区内でアマチュア創作活動を行っている団体・グループ等です。
- ・鶴見区民ギャラリーの場所は鶴見区役所1階ロビースペースとします（別紙参照）。
- ・使用料は無料です。
- ・連続して2週間を超えての使用はできません。
- ・申請は「鶴見区民ギャラリー利用申込書」を窓口、FAX、メールにて下記市民協働課あてご提出ください。
- ・展示中に発生した一切の責任は使用者にて負っていただきます。

### 使用申請可能日の例

使用を希望する日が8月31日の場合

1月      2月      3月      4月      5月      6月      7月      8月      9月      10月      11月      12月

8月（8月31日を含む月）の6か月前である2月1日から申請が可能です。

使用を希望する日が9月6日の場合

使用許可期間

1月      2月      3月      4月      5月      6月      7月      8月      9月      10月      11月      12月

9月（9月6日を含む月）の6か月前である3月1日から申請が可能です。

鶴見区民役所市民協働課

〒538-8510 大阪市鶴見区横堤5丁目4番19号

鶴見区役所1階8番窓口

電話番号：06-6915-9166

FAX：06-6913-6235

メールアドレス：tr0002@city.osaka.lg.jp